

# 狭山台地区近隣公園パーク PFI 事業 基本協定書（案）

本基本協定書（案）は、現時点において想定される市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

令和7年 月

入間市

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業区域、事業内容及び手続等)
- 第4条 (乙の委託)
- 第5条 (事業期間)
- 第6条 (公租公課)
- 第7条 (委託の禁止等)
- 第8条 (許認可及び届出等)
- 第9条 (施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第10条 (関係者との連携)
- 第11条 (自己責任)

## 第2章 公募対象公園施設の設計・整備

- 第12条 (公募対象公園施設にかかる経費及び所有権)
- 第13条 (設計)
- 第14条 (設計の変更)
- 第15条 (工事責任者の設置)
- 第16条 (整備工事)
- 第17条 (第三者の使用)
- 第18条 (保険)
- 第19条 (説明及び立会いの要求)
- 第20条 (乙による完成検査)
- 第21条 (完了検査)
- 第22条 (工事期間の変更)
- 第23条 (工事の一時中止)
- 第24条 (工事中に第三者に与えた損害)

## 第3章 公募対象公園施設の管理運営

- 第25条 (設置許可等手続)
- 第26条 (維持管理及び運営)
- 第27条 (許可の更新)
- 第28条 (許可の取消し)
- 第29条 (変更許可申請)
- 第30条 (改善命令)

## 第4章 特定公園施設の設計・整備

- 第31条 (設計)
- 第32条 (設計の変更)

- 第 3 3 条 (工事責任者の設置)
- 第 3 4 条 (整備工事)
- 第 3 5 条 (保険)
- 第 3 6 条 (説明及び立会いの要求)
- 第 3 7 条 (中間確認)
- 第 3 8 条 (完了検査)
- 第 3 9 条 (工事期間の変更)
- 第 4 0 条 (工事の一時中止)
- 第 4 1 条 (工事中に第三者に与えた損害)

## 第 5 章 特定公園施設の譲渡

- 第 4 2 条 (特定公園施設の譲渡)
- 第 4 3 条 (契約不適合責任)

## 第 6 章 特定公園施設の維持管理

- 第 4 4 条 (特定公園施設の維持管理業務)

## 第 7 章 公園一体建物の設計・建設

- 第 4 5 条 (公園一体建物にかかる経費及び所有権)
- 第 4 6 条 (公園一体建物の建設に関する手続)
- 第 4 7 条 (設計)
- 第 4 8 条 (設計の変更)
- 第 4 9 条 (工事責任者の設置)
- 第 5 0 条 (建設工事)
- 第 5 1 条 (第三者の使用)
- 第 5 2 条 (保険)
- 第 5 3 条 (説明及び立会いの要求)
- 第 5 4 条 (乙による完成検査)
- 第 5 5 条 (完了検査)
- 第 5 6 条 (工事期間の変更)
- 第 5 7 条 (工事の一時中止)
- 第 5 8 条 (工事中に第三者に与えた損害)

## 第 8 章 公園一体建物設の管理運営

- 第 5 9 条 (公園一体建物の管理運営)
- 第 6 0 条 (公園区域外となる事業区域内の維持管理)
- 第 6 1 条 (契約の解除)

## 第 9 章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第 6 2 条 (遵守事項)
- 第 6 3 条 (維持管理・運営等)

- 第64条 (安全対策及び事故等への対応)
- 第65条 (行為の制限)
- 第66条 (私権の制限)
- 第67条 (第三者への賃貸)
- 第68条 (事業の調査等)

## 第10章 事業実施にあたっての負担区分等

- 第69条 (リスク分担)
- 第70条 (損害賠償等)
- 第71条 (第三者に与えた損害)
- 第72条 (地震等による損害)
- 第73条 (契約不適合)

## 第11章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第74条 (事業の報告及び評価)
- 第75条 (事業内容の変更、一時中止等)
- 第76条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

## 第12章 協定の解除等

- 第77条 (甲による協定の解除等)
- 第78条 (甲乙の合意による協定の解除等)
- 第79条 (協定の解除等の公表)

## 第13章 原状回復の義務

- 第80条 (原状回復の義務)

## 第14章 整備費の支払

- 第81条 (整備費の支払)

## 第15章 補則

- 第82条 (届出義務)
- 第83条 (管轄裁判所)
- 第84条 (補則)

## 狭山台地区近隣公園パークPFI事業 基本協定書

入間市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、狭山台地区近隣公園パーク PFI 事業における公募対象公園施設（第 2 条において定義される。）、特定公園施設（第 2 条において定義される。）、利便増進施設（第 2 条において定義される。）及び立体都市公園（第 2 条において定義される。）の整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本協定は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び関係法令等の定めるところに従い、「狭山台地区近隣公園パークPFI事業 公募設置等指針」を受けて、乙が提案した「狭山台地区近隣公園パークPFI事業 公募設置等計画」に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「設置等指針」とは、甲が公表した「狭山台地区近隣公園パークPFI事業 公募設置等指針」及び作成要領、様式集、参考資料並びに質問回答書の書類をいう。
- （2）「要求水準書」とは、「狭山台地区近隣公園パークPFI事業 要求水準書」及び維持管理業務仕様書の書類をいう。
- （3）「認定公募設置等計画」とは、乙が設置等指針に基づき、甲に提出し認定を受けた「狭山台地区近隣公園パークPFI事業 公募設置等計画」及びその他の一切の書類をいう。
- （4）「公募対象公園施設」とは、乙が設置・所有して管理運営する便益施設及び当施設に付帯する設備その他の施設をいう。
- （5）「特定公園施設」とは、乙が認定公募設置等計画に基づき、整備する拠点施設、園路、広場等の公園施設をいう。
- （6）「利便増進施設」とは、乙が認定公募設置等計画に基づき整備する自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔等の公園施設をいう。
- （7）「立体都市公園」とは、法第 20 条の規定に基づき、公園区域を立体的区域とするもので、乙が本事業において整備する建築物の上部に整備した公園区域及び公園施設をいう。
- （8）「公園一体建物」とは、乙が本事業において、立体都市公園の下部に設置する建築物で都市公園と一体的な構造を有する建築物をいう。
- （9）「設置許可」とは、甲が、法第 5 条第 1 項の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で公園施設を設置することを認め、与える許可をいう。
- （10）「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲及び乙が別途契約する特定公園施設の整備・譲渡に関する契約をいう。
- （11）「公園一体建物に関する協定」とは、法 22 条の規定に基づき、立体都市公園及び公園

一体建物に関する所有・管理運営に関して、甲及び乙が別途締結する協定をいう。

(12) 「事業区域」とは、本事業において、都市公園及び公園一体建物等の整備を行う敷地全体をいう。

(13) 「公園区域」とは、事業区域のうち、都市公園として指定する区域をいう。

(事業区域、事業内容及び手続等)

第3条 乙は、入間市狭山台一丁目102番地地内に整備が予定されている狭山台地区近隣公園の別図に示す事業区域（以下「事業区域」という。）において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本協定書中の「本事業」には、これら一連の業務全てが含まれるものとする。

- (1) 公募対象公園施設の設計業務、整備業務及び管理運営業務
- (2) 立体都市公園を含む特定公園施設の設計業務、整備業務及び譲渡業務
- (3) 利便増進施設の設計業務、整備業務及び管理運営業務

2 本事業において、乙が甲に提案を行う以下の事業については、甲乙協議の上、詳細について個別に契約もしくは協定の締結を行うものとする。

- (1) 公園一体建物の設計業務、建設業務及び管理運営業務
- (2) 公園一体建物の土地の賃貸借契約
- (3) 事業区域内で公園区域から除外される区域の土地の賃貸借契約、施設整備業務及び管理運営業務

3 乙は、第1項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次の表に定める手続を行わなければならない。

業務内容	業務着手前に必要な手続
公募対象公園施設の設計業務、整備業務及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書及び工事工程表の提出・承諾の取得
	公募対象公園施設の設置許可の申請・許可の取得
立体都市公園を含む特定公園施設の設計業務、整備業務及び譲渡業務	立体都市公園を含む特定公園施設設計図書の提出・承諾の取得
	立体都市公園を含む特定公園施設工事工程表の提出・承諾の取得
	立体都市公園を含む特定公園施設整備・譲渡契約の締結
利便増進施設の設計業務、整備業務及び管理運営業務	利便増進施設の設計図書及び工事工程表の提出・承諾の取得
	利便増進施設の占有許可の申請・許可の取得
公園一体建物の設計業務、建設業務及び管理運営業務	公園一体建物の設計図書及び工事工程表の提出・承諾の取得
	事業用定期借地権設定契約の締結
	公園一体建物を含む事業用定期借地権設計契約の対象敷地の維持管理、公園一体建物の運営管理

(乙の委託)

第4条 本事業の実施に際し、乙は、本事業の一部をそれぞれ次のとおり委託して実施するものとする。

業務内容	委託先
公募対象公園施設の設計業務	
公募対象公園施設の整備業務	
公募対象公園施設の維持管理業務	
公募対象公園施設の運営業務	
特定公園施設の設計業務	
特定公園施設の整備業務	
特定公園施設の譲渡業務	
利便増進施設の設計業務	
利便増進施設の整備業務	
利便増進施設の維持管理業務	
公園一体建物の設計業務	
公園一体建物の建設業務	
公園一体建物の維持管理業務	
公園一体建物の運営業務	

2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、自己の責任において行うものとし、乙の委託先の故意又は重過失は、乙の故意又は重過失とみなす。なお、乙の委託先の重過失に当たらない過失は、乙の過失とはみなされないものとする。

(事業期間)

第5条 協定の有効期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から第80条に定める原状回復が完了する日までとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可が取り消された場合
- (2) 設置許可が更新されない場合
- (3) 本事業を甲が途中で中止する場合
- (4) 甲が別途契約する公園一体建物等に関する土地の賃貸借契約を解除した場合

(公租公課)

第6条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

(委託の禁止等)

第7条 乙は、本事業の全部又は一部を甲が本協定で合意した第4条に定める委託先以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第4条に定める委託先以外の第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。ただし、乙により事前に甲へ公園内行為許可申請を行う場合は、この限りではない。

3 乙は、前項の規定により甲の承諾を得て委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合

(2) 応募登録申込書の受付日から、本協定の締結までの期間に、甲から指名停止を受けている場合

(3) 破産法、会社更生法、又は民事再生法に基づく破産手続、更生手続、又は民事再生手続開始の申立てがなされ又は自ら申立てた者（競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等経営状況が著しく不健全である場合

(4) 市町村税を滞納している場合

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(許認可及び届出等)

第8条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。

2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に事前説明を行うものとする。

(施設の整備工事に伴う周辺の安全及び環境対策)

第9条 乙は、自らの責任と費用負担において、来園者の安全、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本事業に係る施設の整備工事が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として認定公募設置等計画の変更をすることはできない。ただし、前項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

3 周辺の安全及び環境対策の結果、本施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合には、甲乙協議の上、甲は、事業日程を変更する必要があると認められるときは、本施設の供用開始予定日を変更するものとする。

- 4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（本施設の供用開始予定日が変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

（関係者との連携）

第10条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、公園の関係事業者との連携を図るものとする。

（自己責任）

第11条 乙は、本協定、設置管理許可書等（占有許可書を含む。）に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかなを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

- 2 乙は、本協定、設置管理許可書等（占有許可書を含む。）に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定、設置管理許可書等（占有許可書を含む。）の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

## 第2章 公募対象公園施設の設計・整備

（公募対象公園施設にかかる経費及び所有権）

第12条 公募対象公園施設の設計業務及び整備業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。

- 2 本事業において、乙が整備する公募対象公園施設の所有権は、乙に帰属する。

（設計）

第13条 乙は、本協定締結日から速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、公募対象公園施設の設計業務を行わなければならない。また、同設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 設計にあたり、必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 5 甲は、乙に対し、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
- 6 乙は、公募対象公園施設の設計にあたって、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。

（設計の変更）

第14条 甲は、前条第2項により提出を受けた乙の設計図書について遅滞なく確認し、変更又

は修正すべき点がある場合には、変更又は修正を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

#### (工事責任者の設置)

第15条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の合理的な指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

#### (整備工事)

第16条 乙は、第13条に定める設計内容（第14条に定める変更又は修正指示があったときは変更又は修正後の設計内容）について甲の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、第13条に定める設計内容（第14条に定める変更又は修正指示があったときは変更又は修正後の設計内容）に基づき、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書（以下「公募対象公園施設施工計画書」という。）を甲に提出しなければならない。

4 甲は、提出された公募対象公園施設施工計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

5 乙は、公募対象公園施設施工計画書の承諾後、14日以内に、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。甲は、提出された工事工程を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

6 工事実施に伴う必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

#### (第三者の使用)

第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (保険)

第18条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

#### (説明及び立会いの要求)

第19条 甲は、公募対象公園施設の工事期間中、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要

とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、公募対象公園施設の整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

#### (乙による完成検査)

第20条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。

乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、公募対象公園施設の工事完了予定日までに報告するものとする。

#### (完了検査)

第21条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、報告受領後遅滞なく公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。
- 5 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

#### (工事期間の変更)

第22条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により公募対象公園施設の工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

#### (工事の一時中止)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

#### (工事中に第三者に与えた損害)

第24条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

### 第3章 公募対象公園施設の管理運営

(設置許可等手続)

- 第25条 乙は、公募対象公園施設の設置業務にかかる設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、供用開始日前までに公募対象公園施設の設置許可の取得等必要な手続を行なわなければならない。
- 2 乙は、第1項の設置許可の取得後、速やかに公募対象公園施設の管理運営に着手しなければならない。
- 3 乙は、公募対象公園施設供用開始日前までに、次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。
- (1) 運営計画
    - ①運営方針
    - ②運営形態
    - ③安全対策（防火・防犯・防災など）
    - ④環境対策（騒音・光害・振動対策など）
  - (2) 年間維持管理計画
    - ①維持管理方針
    - ②清掃など美観の保持
    - ③建築物、設備等保守、消防点検等
    - ④巡視、点検
    - ⑤警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
  - (3) 緊急時の体制及び対応
  - (4) 職員配置計画
  - (5) 収支計画
  - (6) その他、良好な管理運営に関すること
  - (7) 事業内容の報告（更新申請時のみ）
    - ①（1）～（6）に関する実施状況
    - ②施設関連内訳の実施状況
    - ③資金調達計画の実施状況
    - ④事業計画の実施状況
- 4 本条の設置許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 5 乙は、認定公募設置等計画に基づき、提案した本条の設置許可に係る土地の使用料（以下「設置許可使用料」という。）を甲に支払う。
- 6 前項の設置許可使用料の額は、●●円/m<sup>2</sup>・月とする。なお、使用料算出の対象となる面積は、認定公募設置等計画及び公募対象公園施設の設計図書に基づき定めるものとする。
- 7 乙は、前項に定める設置許可使用料を、許可の際に当該年度分を甲に納付しなければならない。また、次年度以降は甲の指定する期限までに当該年度分の設置許可使用料を甲に納付するものとする。
- 8 許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が1年に満たない場合は、使用する月数分の一括納付とする。また、ひと月未満の取扱いについては、その月の日数に応じて日割計算により算出するものとする。
- 9 乙による設置許可使用料の支払に遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失わ

れた事由とすることができる。

(維持管理及び運営)

第26条 乙は、前条の規定による設置許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、公募対象公園施設について適切に維持管理及び運営を行うものとする。

(許可の更新)

第27条 乙は、第25条の規定による設置許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第74条第3項に定める事業評価等により、乙の維持管理及び運営が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、計画認定期間の範囲内において、これを認めることができるものとする。ただし、事業評価等に是正事項があった場合でも、乙による是正が行われた場合は、甲は本協定の趣旨に合致していると判断し、許可の更新を認めることができるものとする。なお、乙は、許可期間満了の6ヶ月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることとする。

2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が第25条の規定による設置許可を更新しない場合、若しくは第74条第3項に定める事業評価により支障があると判断し、甲が第25条の規定による設置許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

第28条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第25条の規定による設置許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については法その他の関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が法その他法令又は許可条件に違反した場合には、第25条の規定による設置許可を取消し、又はその効力を停止することができる。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

(変更許可申請)

第29条 乙が、第25条の規定による設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。なお、廃止しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に定める事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(改善命令)

第30条 甲は、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。

## 第4章 特定公園施設の設計・整備

### (設計)

第31条 乙は、本協定締結日から速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、特定公園施設の設計業務を行わなければならない。また、同設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、その承諾を受けなければならない。

3 設計にあたり、必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、乙に対し、特定公園施設の設計の状況について、随時報告を求めることができる。

6 乙は、特定公園施設の設計にあたって、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。

### (設計の変更)

第32条 甲は、前条第2項により提出を受けた乙の設計図書について遅滞なく確認し、変更又は修正すべき点がある場合は、変更又は修正を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

### (工事責任者の設置)

第33条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の合理的な指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

### (整備工事)

第34条 乙は、第31条に定める設計内容（第32条に定める変更又は修正の指示があったときは、変更又は修正後の設計内容）について甲の承諾を受けた後、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

2 乙は、第31条に定める設計内容（第32条に定める変更又は修正の指示があったときは、変更又は修正後の設計内容）に基づき、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

3 工事实施に伴う必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

4 乙は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、乙の責任において行うものとする。

### (保険)

第35条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(説明及び立会いの要求)

第36条 甲は、特定公園施設の工事期間中、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、特定公園施設の整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(中間確認)

第37条 甲は、特定公園施設が実施設計図書等に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、整備状況が実施設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむを得ない場合を除き、これに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。ただし、甲が前項の規定に基づいて乙に是正を求めた場合で、乙が過失なく是正内容を履行したにもかかわらず、その内容を直接的な原因として契約不適合又は不備が生じた場合は除く。

(完了検査)

第38条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、報告受領後遅滞なく特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。
- 5 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(工事期間の変更)

第39条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により特定公園施設の工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第40条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と

協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第41条 乙が特定公園施設の整備に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

## 第5章 特定公園施設の譲渡

(特定公園施設の譲渡)

第42条 乙は、第38条第1項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、乙により整備した公園施設を、甲に対して譲渡し、引き渡すものとする。

2 甲及び乙は、特定公園施設の整備にかかる工事の着手前に、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設整備・譲渡契約を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設整備・譲渡契約の内容は、認定公募設置等計画の提案に基づき、甲乙が協議し、定めるものとする。

(契約不適合責任)

第43条 甲は、前条に従い譲渡を受けた特定公園施設に契約不適合があるときは、乙に対しその契約不適合の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 全3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

## 第6章 特定公園施設の維持管理

(特定公園施設の維持管理業務)

第44条 乙は、狭山台地区近隣公園の供用後、第5条に示す事業期間において、公園の維持管理を行うものとする。ただし、甲と乙が協議の上、公園の維持管理業務の中止に合意する場合は、この限りではない。なお、維持管理業務の詳細については、要求水準書及び乙の事業提案に基づき、甲乙協議のうえ、別途定める。

## 第7章 公園一体建物の設計・建設

(公園一体建物にかかる経費及び所有権)

第45条 公園一体建物の設計業務及び建設業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。

- 2 本事業において、乙が建設する公園一体建物の所有権は、乙に帰属する。
- 3 公園一体建物の上部に整備される立体都市公園にあたる施設については、乙による整備後市が譲渡を受け、公園施設として所有権は、甲に帰属する。
- 4 公園一体建物の所有、管理運営に関しては、別途、甲乙で締結する公園一体建物に関する協定により定める

(公園一体建物の建設に関する手続)

- 第46条 甲及び乙は、乙が公園一体建物の設計業務を完了し、甲の承諾を受けることを停止条件として、公園一体建物の建設に必要となる土地の賃貸借契約を締結するものとする。
- 2 乙は、前項の契約の締結後、速やかに、必要な手続きを行い、公園一体建物の建設に着手しなければならない。
  - 3 公園一体建物の建設にあたって必要となる開発許可申請等の各種手続きについては、乙の責任で行うものとして、甲は、各種手続きが円滑に進むよう必要な協力を行う。

(設計)

- 第47条 乙は、本協定締結日から速やかに公園一体建物の設計業務に着手しなければならない。
- 2 乙は、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、公園一体建物の設計業務を行わなければならない。また、同設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、立体都市公園を含む公園一体建物の設計内容について、承諾を受けなければならない。
  - 3 設計にあたり、必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。
  - 4 乙は、公園一体建物の設計に関する一切の責任を負うものとする。
  - 5 甲は、乙に対し、公園一体建物の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
  - 6 乙は、公園一体建物の設計にあたって、設置等指針及び認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。

(設計の変更)

- 第48条 甲は、前条第2項により提出を受けた乙の設計図書について遅滞なく確認し、変更又は修正すべき点がある場合には、変更又は修正を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(工事責任者の設置)

- 第49条 乙は、公園一体建物の建設工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の合理的な指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(建設工事)

- 第50条 乙は、第47条に定める設計内容（第48条に定める変更又は修正指示があったときは変更又は修正後の設計内容）について甲の承諾を受けた後、公園一体建物の建設工事に着

手しなければならない。

- 2 乙は、第47条に定める設計内容（第48条に定める変更又は修正指示があったときは変更又は修正後の設計内容）に基づき、公園一体建物の建設工事を行うものとする。
- 3 乙は、公園一体建物の工事着手前に、公園一体建物の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書（以下「公園一体建物施工計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 甲は、提出された公園一体建物施工計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 5 乙は、公園一体建物施工計画書の承諾後、14日以内に、工事着手日、工事完成日及び営業開始日を定めた工事工程を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得なければならない。甲は、提出された工事工程を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 6 工事实施に伴う必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

#### （第三者の使用）

- 第51条 乙は、公園一体建物の建設工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公園一体建物の建設工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### （保険）

- 第52条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。
- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

#### （説明及び立会いの要求）

- 第53条 甲は、公園一体建物の工事期間中、公園一体建物の建設状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、公園一体建物の建設の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

#### （乙による完成検査）

- 第54条 乙は、自己の責任及び費用において、公園一体建物の完成検査を行うものとする。乙は、公園一体建物の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
  - 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、公園一体建物の工事完了予定日までに報告するものとする。

#### （完了検査）

第55条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、報告受領後遅滞なく公園一体建物の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公園一体建物の建設状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前第2項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

5 乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

(工事期間の変更)

第56条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により公園一体建物の工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第57条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公園一体建物の建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公園一体建物の建設工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第58条 乙が公園一体建物の建設に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

## 第8章 公園一体建物の管理運営

(公園一体建物の管理運営)

第59条 乙は、狭山台地区近隣公園の公園の供用後、第5条に示す事業期間において、公園一体建物の維持管理及び運営を行うものとする。

2 公園一体建物の維持管理及び運営業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。ただし、立体都市公園部分の維持管理に関する費用は甲の負担とする。

3 乙は、公園一体建物の管理運営に合わせて事業区域内全体の一体的な管理に努めるものとする。

4 乙は、公園一体建物の供用開始日前までに、「公園一体建物管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。管理運営計画書に記載する事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(公園区域外となる事業区域内の維持管理)

第60条 乙は、別途契約を行う公園区域の維持管理業務の維持管理水準を踏まえ、公園区域外となる事業区域内について、公園一体建物等と一体的に維持管理を行うものとする。

2 なお、公園区域外の事業区域の維持管理及び運営に関する費用は乙の負担とする。

(契約の解除)

第61条 甲及び乙は、別途契約する土地の賃貸借契約について、契約解除に合意した場合には、乙の費用負担において、公園一体建物を除却し、原状回復を行うものとする。但し契約満了及び甲の申し出による契約解除の場合は、立体都市公園の除却費用については、甲の負担とし、その他を乙の負担とする。

2 原状回復の方法等の詳細については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

## 第9章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(遵守事項)

第62条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、設置等指針、公募対象公園施設施工計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、及び第25条の規定による設置許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。

3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。

5 甲及び乙は、相手方から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

6 乙は、自己の業務従事者、委託先その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(維持管理・運営等)

第63条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら事業区域の清掃、維持管理及び修繕を行う。

2 乙の費用負担により実施する清掃、維持管理及び修繕の実施範囲については、甲が別途契約を予定する公園区域の維持管理の実施内容を踏まえ、乙による施設の運営管理の開始までに、甲乙協議により決定するものとする。

3 乙が所有する公募対象公園施設及び公園一体建物の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行うものとする。

4 乙は、事業区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

第64条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制

について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、狭山台地区近隣公園やその周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事業区域において事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

#### (行為の制限)

第65条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設、又は公園一体建物において、次に定める行為を自ら行うこと又は第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や光害、悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記の他、公園利用との関連性が低く甲が必要ないと判断する行為

#### (私権の制限)

第66条 乙は、本協定に基づく権利並びに許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、乙が所有する公募対象公園施設の所有権を、第三者に譲渡することはできない。ただし、事前に甲の書面による同意を得た場合は除く。
- 3 乙は、乙が所有する公募対象公園施設について抵当権その他の権利を設定し、構成団体以外の第三者に賃貸借等により占有を移転し、又は担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、公園区域内の敷地について、本協定に定められたものを除いて、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 5 乙は、本協定に基づき行われる場合を除いて、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

#### (第三者への賃貸)

第67条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設、又は公園一体建物を第三者に賃貸する場合においては、契約内容について事前に甲に確認のうえ、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
  - (2) 契約期間は、第5条に定める事業期間内とする。
  - (3) 賃借人に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
  - (4) 甲が設置許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。
  - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
  - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
- 2 乙は、賃借人が第7条第4項第6号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、必要な措置をとらなければならない。

#### （事業の調査等）

- 第68条 甲は、必要と認める場合、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。なお、当該調査費用の負担については甲乙の協議により決定するものとする。
- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

## 第10章 事業実施にあたっての負担区分等

### （リスク分担）

- 第69条 事業期間中の甲乙のリスクの分担は別表のとおりとする。なお、別表に定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。
- 2 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し営業補償及び休業補償等を請求することができない。
- 3 甲は、甲の指示による乙の休業発生時には、甲乙協議の上、甲は土地の使用料の減免等の措置をとることができるものとする。

### （損害賠償等）

- 第70条 甲が第77条第1項により本協定を解除した場合や、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を賠償しなければならない。

### （第三者に与えた損害）

- 第71条 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は除く。

(地震等による損害)

第72条 甲及び乙は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲乙いずれの責めに帰すことの出来ない事由によって相手方が被った損害については、賠償する責めを負わない。

(契約不適合)

第73条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた契約不適合を発見しても、甲に対し、土地の使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。ただし、甲が契約不適合を知っていた場合、又は、当該契約不適合が、甲の故意若しくは重大な過失により生じた場合については、この限りではない。

## 第11章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第74条 乙は、第25条第3項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書、第59条第4項に定めた公園一体建物管理運営計画書を会計年度(4月1日から3月31日までをいう。)ごとに作成して、前年度の3月末日までに、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項で提出した各計画書に基づく管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- (3) 公募対象公園施設の維持管理が適切に行われていたか。
- (4) 公園一体建物の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- (5) 公園一体建物の維持管理が適切に行われていたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

第75条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は、一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。

3 甲は、乙が本協定、設置許可等の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第76条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に

対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

## 第12章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第77条 甲は、第74条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第5条の事業期間にかかわらず、設置許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。ただし、事業評価に是正事項があった場合でも、乙による是正が行われた場合は、この限りではない。

- (1) 乙が、本協定、第25条の規定による設置許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の改善命令が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (7) 乙の役員が、暴力団員等であることが判明した場合

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対して既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(甲乙の合意による協定の解除等)

第78条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6ヶ月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙は協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。

- 3 本協定締結後、乙の責めによらない天災地変などの不可抗力により、乙の所有する公募対象公園施設、又は公園一体建物が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。この場合、甲は既納の使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

(協定の解除等の公表)

第79条 甲は、第75条第3項に基づき本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又

は、第77条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

- 2 前項の場合において、第77条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表することができるものとする。

### 第13章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第80条 原状回復とは、公募対象公園施設を撤去し、その敷地を更地として返還することをいう。乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6ヶ月以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損（経年劣化若しくは通常損耗は汚損もしくは破損とみなされないものとする。）した公園施設部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合においては、この限りではない。

- (1) 事業期間の満了日又は本協定の解除日から6ヶ月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合
- (2) 乙が新たな事業者に事業を承継させない場合で、公募対象公園施設の乙から甲への譲渡がされる旨及び乙が施設の除却を行わなくてよい旨が甲乙協議により合意された場合
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用（必要な調査や法令等の手続きも含む）は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
  - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
  - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計図書等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
  - (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が、乙の原状回復工事の設計内容が第1項の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙が前項の義務に違反して残置したものについては、乙は所有権を放棄したものとみなす。
- 7 前項の場合、乙は、本協定が解除され、又は終了した日から事業区域を完全に明け渡すまで、設置管理許可使用料の倍額の損害金を甲に対して支払うものとする。
- 8 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 9 乙は、第1項のただし書により、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

## 第14章 整備費の支払

### (整備費の支払)

- 第81条 甲は、事前に特定公園施設の整備に要する費用を精査した上で、第38条に規定する特定公園施設に対する完了検査合格後、乙からの施設の譲渡を受けた後、特定公園施設の整備に要する費用の負担金である〇〇円を乙に支払うものとする。
- 2 前項に定める特定公園施設の整備に要する費用の負担金の支払予定日までに、乙による引渡しが行われていない場合、甲は、引渡しを受けるまでは前項の支払をすることを要しない。
  - 3 甲の責に帰すべき事由により、特定公園施設の整備に要する費用の負担金（合理的な範囲の金融費用を含む。）が増加した場合、甲は、乙に対して、その増加費用を負担する。甲の指示、変更起因して特定公園施設の整備に要する費用の負担金（合理的な範囲の金融費用を含む。）が減少した場合、その減少費用を特定公園施設の整備に要する費用の負担金から減額するものとする。
  - 4 甲が乙に対して支払う負担金は、設計内容等の変更に基づき、特定公園施設の整備に要する費用の負担金の変更があった場合には、甲乙協議により特定公園施設の整備に要する費用の負担金の額を変更できるものとする。なお、金額変更を行う場合でも、甲が乙に対して支払う負担金は、原則として設置等指針で示した上限額の範囲内とする。
  - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、整備費が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、甲が乙に対して支払う負担金の変更を請求することができる。
  - 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、整備費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、甲が乙に対して支払う負担金の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において、甲が乙に対して支払う負担金の変更額については、甲乙協議により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

## 第15章 補則

### (届出義務)

- 第82条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。
- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
  - (2) 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
  - (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (4) 乙が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じ又は第三者に損害を与えた場

合

(5) 乙が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合

(6) 乙の所有する施設が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第83条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の本庁所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(補則)

第84条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

入間市長 杉島 理一郎 印

(乙) (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者名)

印

事業者がグループの場合は、代表企業だけでなく全ての構成企業について署名欄を設ける。

別表（リスク分担表）

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う建設・整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	特定公園施設の整備時における物価変動	協議事項	
	特定公園施設以外の施設の整備時における物価変動		○
	運営時における物価変動（公募対象公園施設）		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業※ <sup>1</sup>	公募対象公園施設	○
		特定公園施設（整備に係る事項）	協議事項
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	市の責による運営費の増大	○	
	市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の契約不適合による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の契約不適合並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	大規模イベント時等、市の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク※ <sup>2</sup>		○
	公園施設の管理業務に関して市の指示による業務中止・休業等に伴う運営リスク	○	

※<sup>1</sup> ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で緊急復旧を行ってください。

・公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。

※<sup>2</sup> ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

・但し、感染症感染予防策等により、休業を命じた場合などにおいて、別制度において休業補償が行われる場合、その補償をうけることを妨げるものではありません。